平成２６年（フ）第６７７号
埼玉県川口市本蓮２丁目５番32号
債務者　田中　裕美
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早坂　英雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
愛知県豊橋市石巻町字野田６番地８　２―202
債務者　吉川マルセロ　アルベスこと　ヨシカワ　マルセロ　アルベス
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　啓二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２０号
福井県小浜市千種２丁目９番６号、前住所福井県小浜市水取３丁目４番14号
債務者　山口　明洋
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第１０９１号
愛知県常滑市新田町２丁目33番地
債務者　岩田　麻里
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野中　光夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月21日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１号
山形県鶴岡市馬渡字道西121番地
債務者　加藤　雅樹
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　薬丸有希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第５５５号
堺市東区日置荘西町４丁９番27―105号
債務者　小野　純一
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１１３０号
神奈川県藤沢市善行団地１番11―401号
債務者　井上　武明
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１３１号
神奈川県茅ヶ崎市芹沢1441番地６
債務者　井上　峰憲
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１３２号
神奈川県茅ヶ崎市芹沢1441番地６
債務者　井上カツ子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６号
富山市本郷町192番地21
債務者　立起工業こと　木下　潤一
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　尚宗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１７号
長野県松本市清水２丁目２番11号　フレグランス清水Ａ202号
債務者　山川　仲子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤絵美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４９号
長野県飯田市龍江4049番地１　アパート天竜峡３号
債務者　横田　　鉄
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１０２５号
名古屋市名東区代万町２丁目40番地の３
債務者　徳田　祐一
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３０号
東京都渋谷区代官山町17番１―1608号
債務者　山村　崇洋
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上條　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１１号
北海道根室市琴平町２丁目21番地
債務者　寺口　雄二
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍛冶　孝亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
釧路地方裁判所根室支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２６号
秋田県横手市十文字町梨木字羽場下10番地78
債務者　鈴木　優作
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第２９号
秋田県横手市十文字町字大道東37番地２
債務者　菊地ひとみ
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
秋田地方裁判所横手支部